

国民年金のお知らせ

ハイサイ市民課
国民年金
グループ
☎861-6901

国民年金保険料
が払えない。
そんなときは…

免除制度をご利用ください。

平成29年度 国民年金保険料 申請免除・ 納付猶予の受付が始まります。

7月3日(月)から受付開始



「最近仕事をやめました。納めたいけど、今は難しい。」
「夫婦2人の保険料を納めるのは難しい。何か良い方法はないかな?」

「学校を卒業したけど、仕事についていないんだ。
収入は少ないしこれ以上親に負担をかけられないよ」
「免除は世帯主の所得が高いと受けられないって聞いたけど…」

自分にあった
免除制度を調べる
次のページをご覧ください



「今学生で、収入が無い
から納められないわ」



**何もせず
放置(未納)
すると**



保険料が納められないからといって、
そのままにしていませんか?

未納のまま放っておくと、いざというときに年金が
受けられなくなってしまいます。保険料を納めない
期間でも「免除」と「未納」では大きく異なります。
あなたの年金を守るためにも、免除制度を利用しま
しょう。

保険料の未納が続くと、年金が受けられなくなる場合があります。

こんなに違う、未納と免除

		免 除	納付猶予/学生納付特例	未 納
老後のための 老齢基礎年金	の受け取る年金額に	△ 減額されるが計算される	× 計算されない	× 計算されない
	の受給資格期間に	○ 算入される	○ 算入される	× 計算されない
もしもの時の 障害基礎年金 遺族基礎年金	の納付要件期間に	○ 算入される	○ 算入される	× 計算されない

★保険料を納められない人は、免除申請をしましょう 給付については国民年金のお知らせ4ページへ★

失業や経済的理由などで、保険料の納付が困難な人は → 免除制度

免除制度には「法定免除」と「申請免除」があります。

いろいろな免除があるのね!



1. 法定免除…届け出ると免除になる人

対象となる人…生活保護法の生活扶助を受けている人、障害年金(1級・2級)を受けている人など

2. 申請免除…申請して認められると免除になる人(全額免除・一部免除があります)

■対象となる人

- 前年所得(収入)のない人、又は少ない人
(右の「所得の目安」を参照)
- 障がい者又は寡婦で、前年所得が125万円以下の人
- 退職(失業)や自営業の休止・廃止、天災などの理由で納付が困難な人 → 「特例免除」といいます。

【所得の目安】～下記表示金額以下の人を対象～

世帯構成	全額免除	一部免除		
		3/4 免除	半額免除	1/4 免除
4人世帯 (夫婦、子2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

※金額は目安であり、家族構成・扶養・控除状況により異なります。 ()は給与収入ベース

■所得審査の対象となる人

本人と配偶者、世帯主のそれぞれ3人の所得で判定します。

免除の種類

- 全額免除 保険料の全額(16,490円)が免除になります。
- 一部免除 4分の3免除 ⇨ 保険料の4分の3が免除 納付すべき保険料(残り4分の1…4,120円)
半額免除 ⇨ 保険料の半額が免除 納付すべき保険料(残り半額…8,250円)
4分の1免除 ⇨ 保険料の4分の1が免除 納付すべき保険料(残り4分の3…12,370円)

一部免除の場合、「納付すべき保険料」を2年以内に納付しなければ、免除ならず、未納となりますので、ご注意ください。

将来の老齢基礎年金の計算

○平成20年度分までの免除期間について

$$779,300円 \times \frac{\left(\frac{\text{納付済}}{\text{月数}}\right) + \left(\frac{\text{全額免除} \times \frac{1}{3}}{\text{月数}}\right) + \left(\frac{\text{3/4免除} \times \frac{1}{2}}{\text{月数}}\right) + \left(\frac{\text{半額免除} \times \frac{2}{3}}{\text{月数}}\right) + \left(\frac{\text{1/4免除} \times \frac{5}{6}}{\text{月数}}\right)}{480\text{月}(40\text{年})}$$

○平成21年度分から(免除が年金額に反映する割合が増えました!)

$$779,300円 \times \frac{\left(\frac{\text{納付済}}{\text{月数}}\right) + \left(\frac{\text{全額免除} \times \frac{1}{2}}{\text{月数}}\right) + \left(\frac{\text{3/4免除} \times \frac{5}{8}}{\text{月数}}\right) + \left(\frac{\text{半額免除} \times \frac{3}{4}}{\text{月数}}\right) + \left(\frac{\text{1/4免除} \times \frac{7}{8}}{\text{月数}}\right)}{480\text{月}(40\text{年})}$$

退職(失業)や休廃業などで納付が困難な方へ ～特例免除について～

免除申請する本人、配偶者や世帯主について退職(失業)などの事実がある場合は、特例免除の対象になります。
退職(失業)や休廃業などによる特例免除は、通常であれば所得審査の対象となる本人・配偶者・世帯主のうち、退職(失業)や休廃業などがあつた方の所得を除外して審査を行い、認められると保険料納付が免除されるものです。(本人、配偶者、世帯主のうち退職などが無い方について、一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります。)
退職(失業)した時期により特例免除の申請が可能な期間が異なりますので、詳しくは国民年金グループまでお問い合わせください。

助かるなあ



収入の少ない人は → 納付猶予制度

納付猶予では、50歳未満であれば、同居している世帯主の所得にかかわらず本人と配偶者の所得で判定し、認められると納付を10年猶予し、その間に納付(追納)することができます。

- 対象となる人 → 前年所得の少ない50歳未満の人
※平成28年7月より対象者拡大(30歳未満→50歳未満)
- 所得の目安 → 単身の場合57万円(給与収入ベースで122万円)
- 所得審査の対象となる人 → 本人と配偶者の2人で判定します。

なるほどね、そうなんだ



学生で収入がない人は → 学生納付特例制度

本人の所得が一定額以下の学生の場合、在学期間中の保険料を猶予し、10年以内に納付(追納)できる学生納付特例制度があります。

- 対象となる人 → 大学(大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校(修業年限が1年以上)に在学する学生(夜間・定時制・通信課程を含みます)
- 所得の目安 → 本人の所得が118万円(給与収入ベースで194万円)
※扶養控除なし、保険料控除なしの場合
- 所得審査の対象となる人 → 本人一人で判定します。

もしものときも安心ね



※法定免除・申請免除・納付猶予・学生納付特例は、第2号被保険者(厚生年金、共済組合加入者)、第3号被保険者(第2号被保険者の配偶者)、任意加入被保険者の方は対象になりません。

申請免除・納付猶予・学生納付特例の手続きについて

免除(全額免除・一部免除)、納付猶予の申請受付

平成29年度の免除・納付猶予の申請は、7月3日から受付が始まります。

対象となる期間:平成29年7月から平成30年6月まで

7月から8月末日までに手続きすることをおすすめします。

- 申請が遅れても、7月にさかのぼって免除・納付猶予は受けられます。しかし、もしものときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」が受けられなくなる場合がありますので、8月末日までに申請することをおすすめします。

手続きに必要なものは？

免除は所得で判定しますので、所得が申告されていることが必要です。

- 年金番号がわかるもの(年金手帳・納付書等)
- 印鑑(認め印可)

本人・配偶者・世帯主のなかに、次の条件に該当する人がいる場合

- 平成27年12月31日から申請日までの間に仕事をやめた方
離職票または雇用保険受給資格者証があればご用意ください。



- 前年度に「全額免除又は納付猶予の継続申請」が認められている方は、年金事務所から、継続審査の結果が通知されます。

※平成26年4月からは過去2年1ヶ月分の免除申請もできるようになりました。

学生納付特例制度

対象となる期間(平成29年度)
平成29年4月から30年3月まで

手続きが
まだの学生さんは早めに
申請してください!!

4月から受付中

- 申請が遅れた場合、もしものときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」が受けられなくなる場合がありますので、できるだけ早めに申請してください。
- 毎年申請手続きが必要です。昨年申請した人も忘れずに申請してください。来年は4月から5月末日までに申請することをおすすめします。

手続きに必要なものは？

- 学生証(有効期限内のもの)または在学証明書(平成29年4月1日以降発行のもの)
- 年金番号がわかるもの(年金手帳・納付書等)
- 印鑑(認め印可)
- 大学(大学院)・短期大学・高等学校・専門学校以外の各種学校の場合に、修業年限が1年以上である証明書が必要になることがあります。

所得のある学生で、次の条件に該当する場合

- 平成27年12月31日から申請日までの間に仕事をやめた方
離職票または雇用保険受給資格者証があればご用意ください。

※申請内容によっては、上記書類以外にも書類を提出していただく場合があります。

受付場所…那覇市役所本庁舎1階11番(国民年金窓口)

支所では
受付できません。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)。混雑が予想されますので、午後4時45分までにお越しください。

免除などで減額された年金額を満額に近づけるために…追納について



- 免除や納付猶予、学生納付特例を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。
- そこで、これらの期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること(追納)ができるようになっています。ただし、すでに老齢基礎年金を受けている方は、追納することはできません。

- ❗免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされますので、ご注意ください。

あなたの人生を支える国民年金

受給資格期間の短縮(25年→10年へ) ※年金請求書の手続き漏れがありませんか

平成29年8月から、老齢基礎年金を受給するために必要な資格期間が25年から10年となります。これにより、これまで年金を受け取れなかった方も年金を受給できる可能性があります。日本年金機構が、資格期間が10年以上あることが確認できた方には、2月下旬から7月上旬にかけて黄色の封筒(A4サイズ)を郵送しています。

黄色の封筒

が届いた方は
年金
を受け取れます。



今すぐ
予約のお電話を!

☎ **「ねんきんダイヤル」**
0570-05-1165
ナビダイヤル® **有料**
(いい老後)

月曜日(月曜日が休日の場合は、休日明けの初日)/8:30~19:00
火~金曜日/8:30~17:15 第2土曜日/9:30~16:00
◎土曜・日曜・祝日(第2土曜を除く)はご利用いただけません。
※050で始まる電話でおかけになる場合 ▶ Tel.03-6700-1165 **有料**

国民年金から受けられる給付

1. 老後のそなえ 老齢基礎年金

老齢基礎年金は原則として65歳から受給する年金です。老齢基礎年金を受けるには基本的に20歳から60歳になるまでの40年間に25年以上(平成29年8月からは10年以上)の受給資格期間が必要です。

納付や免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間は、受給資格期間として計算されます。

平成29年度 老齢基礎年金の額 **満額で 779,300円** (20歳から60歳になるまでの40年間すべて保険料を納めた場合)

2. もしものときの 障害基礎年金と遺族基礎年金

(1) 障害基礎年金

国民年金加入中(または60歳以上65歳未満で国内に住所のある方、または20歳になる前)に初診日のある病気やけがによって、国民年金法の障害等級の1級・2級に該当した場合に受給する年金で、年金額(平成29年度)は**1級障害974,125円、2級障害779,300円**です。(受給者によって生計を維持されている子がいれば、子の加算があります。)

※子とは、18歳の誕生日を迎えた後の3月31日までの子、または1級・2級の障害のある20歳未満の子。

(2) 遺族基礎年金

国民年金加入中の方(または60歳以上65歳未満で国内に住所のある方、または保険料納付済期間と保険料免除期間、合算対象期間とを合計した期間が25年以上ある方)が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受給する年金で、年金額(平成29年度)は**子のある配偶者は1,003,600円です。子のみは779,300円です。**(子が2人以上いれば、さらに加算があります。)

※子とは、18歳の誕生日を迎えた後の3月31日までの子、または1級・2級の障害のある20歳未満の子。

障害基礎年金と遺族基礎年金の受給には、上記の要件の他に、次の「納付要件」を満たすことが必要です。

納付要件 次の①または②のどちらかひとつを満たしていることが必要です。

- ①障害年金の場合は初診日の前日、遺族年金の場合は亡くなった日の前日において初診日または亡くなった日の属する月の前々月までの加入期間のうち、保険料を3分の2以上納めていること。
- ②初診日または亡くなった日の前日において、初診日または亡くなった日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないこと。

※保険料について納付、免除、学生納付特例、納付猶予を申請して承認されていれば、上記の①、②の「保険料を納めている」や「未納がない」に該当することになります。

※障害基礎年金の場合で20歳前に初診日がある方、または遺族基礎年金の場合で保険料納付済期間と保険料免除期間、合算対象期間とを合計した期間が25年以上ある方は、上記の納付要件は不要です。



「納付要件」を満たさないと、いざというときの年金が受け取れなくなるのね。気をつけなくては

※くわしくは那覇市ハイサイ市民課国民年金グループにてご相談ください。(電話直通 ☎861-6901)